

公 募 要 領

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

会計監査人業務（令和6年度から令和10年度）

(2) 事業の趣旨

大学改革支援・学位授与機構は、独立行政法人通則法第39条の規定により会計監査人の監査を受けることとされている。会計監査人の選任は文部科学大臣が行うが、選任に当たっては各独立行政法人が会計監査人の候補者を選定する必要があることから、令和6年度から令和10年度における当機構の会計監査人候補者の選定を実施する。

(3) 業務の内容

独立行政法人通則法第39条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）、決算報告書についての監査及び会計監査報告書の作成。なお、役員、監事及び当機構監査室との連携を図り、業務にあたること。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 独立行政法人通則法第41条に規定する資格を有する監査法人又は公認会計士であること。

(3) 会社法第337条第3項における欠格事由のないこと。

(4) 公認会計士法第24条、第24条の2、第24条の4、第34条の11及び第34条の11の2並びに公認会計士法施行令第7条及び第15条における特別の利害関係等ないこと。

(5) 当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団員又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

3. 企画提案書の提出方法等

提出期限：令和6年8月19日（月）17時必着

提出先：下記連絡先に示す場所

提出部数：10部（但し、見積書については原本1部と写し9部）

別途電子媒体でも下記監査室監査係のメールアドレス宛へ提出すること。

提出方法：持参・郵送等問わないが、上記提出期限内に必着すること。

郵送の場合、簡易書留又は宅配便等で配達記録が残るものに限る。

その他：提出いただいた企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、返却しない。

受領した企画提案書等の差し替え及び再提出も認めない。

提出いただいた企画提案書等は、審査の目的以外には使用しない。

※令和6年度から令和10年度の複数年に係る選定を実施するので、提案書の記載に関して、複数年を通じた監査を考慮した提案を行なうこと。

4. 選定方法

選定方法：当機構における会計監査人候補者選定委員会において、提出された企画提案書等により書類選考を実施する。

評価基準：別に定めた評価基準による。

選定結果：選定終了後10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

5. 契約締結

今回の選定は、令和6年度から令和10年度の複数年に係る候補者の選定となるが、毎事業年度、文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約とする。令和7年度以降は、前年度の監査業務の実績及び次年度における監査計画を本機構において評価・検証した上でその内容が適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。その他、適切な監査業務を遂行することが困難となる状況が生じた場合は、選定の見直しの対象となる。

6. スケジュール（予定）

①公 募 開 始：令和6年7月22日（月）

②公 募 締 切：令和6年8月19日（月）

③審 査 ・ 選 定：令和6年9月中旬

④契 約 締 結：文部科学大臣による選任後

⑤契 約 期 間：契約締結日から独立行政法人通則法第38条第1項の承認の時まで

7. その他

業務の実施については、契約書及び企画提案書等を遵守すること。

なお、当機構の概要等については当機構ウェブサイトにて確認すること。

- ・ 令和6年度大学改革支援・学位授与機構概要

<https://www.niad.ac.jp/about/outline.html>

- ・ 財務諸表等

https://www.niad.ac.jp/disclosure/tinsyaku_soneki.html

【本件担当 連絡先】

〒187 - 8587

東京都小平市学園西町1 - 29 - 1

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

監査室監査係

TEL : 042 - 307 - 1618

FAX : 042 - 307 - 1552

E-mail : g-kansa@niad.ac.jp

評 価 基 準

I 決定方法

提出された企画提案書について評価を行い、各評価項目の得点の合計点数が、最も高い者から順に監査人候補者として選定する。

II 選定方法

企画提案書に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に設置された会計監査人選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類選考を実施する。なお、必要に応じて選定期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがある。

III 評価項目及び配点

下記の評価項目について、選定委員会の委員が各々評価した結果の合計点数を当該提案者の得点とする。

【評価項目】

2. 独立行政法人等に関する業務実績

- ①独立行政法人及び国立大学法人等における法定監査業務実績（令和元年度から令和5年度）
- ②その他の独立行政法人及び国立大学法人等における支援業務実績（令和元年度から令和5年度）
- ③中央省庁または日本公認会計士協会における、独立行政法人会計制度に関連する会議等への関与実績

3. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における会計監査人業務の提案

- (1) 監査実施体制
- (2) 当機構の会計監査を担当する予定の監査責任者氏名及び経歴並びに実際に監査を行う担当者（公認会計士等）の実務内容
- (3) 監査計画（令和6年度から令和10年度のそれぞれの年度ごとに記載）
 - ①年間の監査実施スケジュール
 - ②監査実施内容（期中監査、決算監査、IT監査の実施等）
 - ③監査実施の着眼点、重要項目等
- (4) 役員、監事及び監査室との連携の考え方
- (5) 監査（会計基準改定等の情報提供含む）における助言・指導に対する考え方
- (6) 監査業務における品質管理

4. 監査報酬見積費用

- ①監査費用の見積書（令和6年度から令和10年度の合計金額）
- ②見積書の算定内訳（令和6年度から令和10年度の年度毎）
- ③見積費用の考え方

5. ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する事項

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等

6. その他

特に評価してほしい点など強調したい事項（監査の特筆すべき点や特色など）

【配点】

下記の点数配分により評価する。

評価項目	得点 (満点)	評価基準				
		大変 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
2	10	10	8	6	4	2
3	70					
3-(1)	(10)	10	8	6	4	2
3-(2)	(10)	10	8	6	4	2
3-(3)	(15)	15	12	9	6	3
3-(4)	(15)	15	12	9	6	3
3-(5)	(10)	10	8	6	4	2
3-(6)	(10)	10	8	6	4	2
4	10	10		6		2
5	5	別添参照				
6※	5	5				0
合計	100					

※ 評価項目「6」については、評価できる提案だと判断された場合には、加点とする。

(別添)

※ 評価項目「5」の配点は以下のとおりとする。

認定等の区分 ※1		配点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)	1段階目 ※2	2
	2段階目 ※2	3
	3段階目	4
	プラチナえるぼし	5
	行動計画 ※3	1
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん (旧基準) ※4	2
	くるみん (新基準) ※5	3
	プラチナくるみん	4
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。

※2 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が努力義務の事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※4 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に戻づく認定マーク）

※5 新くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による令和4年4月1日改正後の認定基準に基づく認定マーク）